

災害時等におけるバス利用・施設の一部提供等に関する協定

久喜市（以下「甲」という。）とさくら観光バス株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）にバスの利用や一時避難施設の提供等の協力に関し、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に、甲が実施する応急対策に関する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は、災害時等における応急対策のため必要があると認めるときは、乙に対し次に掲げる事項の協力を要請することができる。

- （1）災害時等における帰宅困難者及び避難者（以下「帰宅困難者等」という。）をバスにより避難所や安全な場所に迅速に避難させること。
- （2）乙の所有する施設及び車両を、帰宅困難者等の一時避難施設として提供すること。
- （3）その他災害時の応急対策に関し、甲乙が協議し認める事項。

（協力要請）

第3条 甲は、乙に対して、前条各号に掲げる事項の協力を要請する場合は、乙に対して文書をもって要請する。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法をもって要請できるものとし、後日文書を提出するものとする。

2 乙は、甲から前項の要請を受けたときは、乙の業務に支障がない範囲でこれに協力するものとする。

（一時避難施設の使用）

第4条 乙は、次に掲げる施設及び車両（以下「使用施設等」という。）を災害時等の一時避難施設として甲に使用させるものとする。

（1）施設

名 称	さくら観光バス株式会社本社社屋
所 在 地	久喜市
構 造 等	木造2階建て

（2）車両

車 両 種 別	大型バス（冷暖房・リクライニング機能付）
---------	----------------------

2 乙は、施設の増改築により、当該建物の構造、間取り等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により使用施設等の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（費用の負担）

第5条 第2条第1号のバス利用に関し乙が発生する費用に係る甲の負担額は、災害時等の直前における通常価格を基礎として、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

2 第2条第2号の使用施設等の使用料は無料とする。ただし、使用施設等の物品に破損又は紛失等が生じたときは、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(原状回復義務)

第6条 甲は、使用期間を終えたときは、使用施設等を原状に回復しなければならない。

2 前項の原状回復の範囲や方法は甲乙協議の上決定するものとし、要した費用は、甲が負担するものとする。

(連絡体制等)

第7条 甲及び乙は災害時等における円滑な協力体制が図れるよう、それぞれ連絡責任者を選任し、連絡体制、連絡方法等を書面により相手方に連絡しておくものとする。

(守秘義務)

第8条 乙は、第2条各号に掲げる事項への協力中に知り得た帰宅困難者等の個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。協力が完了した場合も、また同様とする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲、乙いずれからも申し出がないときは、この協定は期間満了の日からさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定の定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年8月8日

埼玉県久喜市下早見85番地の3

甲 久 喜 市

久 喜 市 長

埼玉県久喜市菖蒲町三箇2470番地1

乙 さくら観光バス株式会社

代表取締役